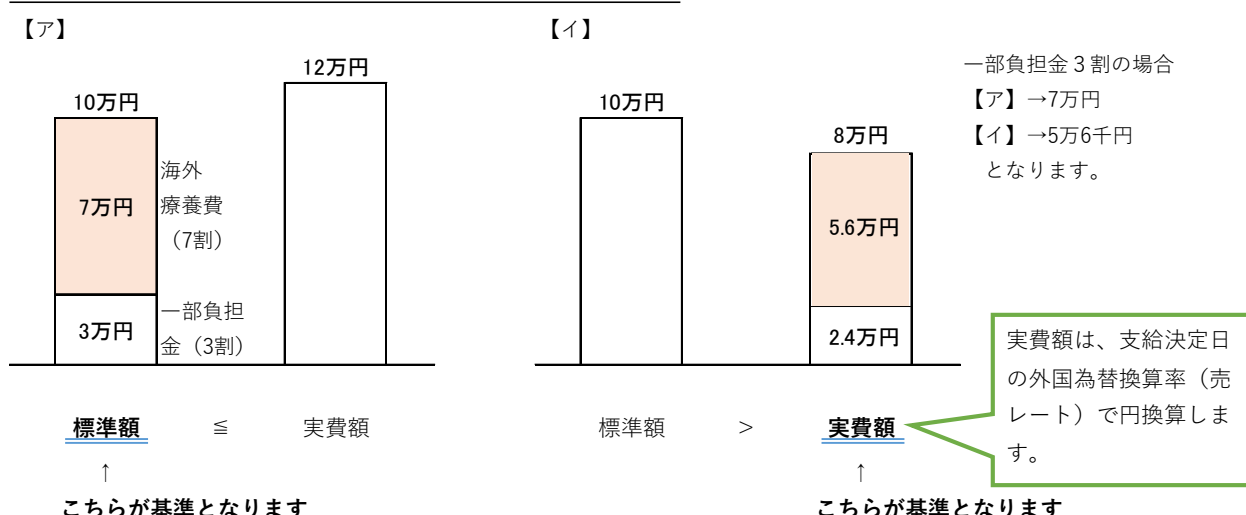


～海外療養費制度～

国民健康保険加入者が、海外渡航中の急な病気やケガにより現地で診療を受けたとき、海外療養費として海外で支払った医療費の一部の払い戻しを受けられる場合があります。

基本的には、「日本国内の保険医療機関で同等の治療を受けた場合の医療費(標準額)」か、「領収明細書の金額(実費)」のどちらか低い額から一部負担金(3割※未就学児や70歳以上の一部の方は2割)を引いた額が支給されます。



【注意】 治療目的の渡航や日本で保険対象外となる治療の場合は給付の対象となりません。
※この制度は日本国内に居住する人が短期間海外渡航したときの制度です。1年以上海外に滞在されている人など、生活の実態そのものが海外にある場合は、国民健康保険の加入要件を満たさず、資格をさかのぼって喪失する場合があります。

1. 申請に必要なもの

① 診療内容明細書(Form A) ※日本語翻訳文も必要	・海外で治療を行った医師が作成したもの ・不明な点がある場合などは問い合わせることがありますので、医療機関名・担当医師名・住所・電話番号の記載を確認してください
② 領収明細書(Form B) ※日本語翻訳文も必要 ※歯科の場合は歯科用を使用のこと	・各月ごと、入院・入院外ごとに作成してください ・翻訳文には翻訳者氏名、住所電話番号を記入してください
③ 診療内容補足説明書(別紙1) ※必要な場合のみ	様式①～④は市役所窓口か HP で入手してください
④ 調査に係る同意書	原本
⑤ 海外で受け取った療養費の領収書	【注意】出入国審査で自動化ゲートを利用すると出入国印は押印されません。通過時に係員に押印してもらうようにしてください。《裏面へ》
⑥ パスポート※出入国印が押してあるもの (受診日に渡航していたことを確認します)	
⑦ 申請者の本人確認書類	申請者は海外受診した方と同一世帯の方
⑧ 世帯主名義の口座がわかるもの	※海外への送金はできません

2. 申請先

那珂川市役所本庁舎 1 階 3 番窓口（市民課国保年金担当）

電話 092-953-2211（内線 124・125）

3. 適正支給のために必ずご確認ください

海外での公的保険から給付を受ける場合

- ◆海外での公的保険に加入され、その保険からの給付を受ける場合には、公的保険から給付された額は海外療養費から減額となります。支給後に判明した場合は差額を返還いただくことになりますので、海外の公的保険に加入された方はあらかじめ申請時にお申し出ください。

民間の旅行傷害保険等に入った場合

- ◆民間の旅行傷害保険等から支給される治療費（保険金）は、海外療養費の支給額の減額対象とはなりません。ただし、民間の旅行傷害保険が提携した現地の医療機関で、本人が自己負担なく治療を受けた場合（被保険者に費用負担が生じていない場合）は支給の対象とはなりません。

パスポートの確認について（出入国日の確認）【ご注意ください！】

- ◆海外で治療を受けた日に渡航していたことを確認させていただきます。自動化ゲート通過等で出入国が確認できない場合には、航空券（電子航空券の写しでも可）、査証等、海外渡航の事実が確認できるものをお持ちください。これらが無い場合には、法務省の出入（帰）国記録に係る開示請求による記録の写しをご提出いただく場合があります（発行には手数料等がかかりますが申請者の負担となります）。

内容の審査および調査について

- ◆申請受付後、福岡県国民健康保険団体連合会において審査を行うため、4ヶ月以上時間を要します。

- ◆申請書類の記載内容に不備・不明な点がある場合は、詳しく確認させていただきます。また、審査の過程で確認書類等の再提出をお願いすることや、治療を受けた医療機関に対して文書、電話等で確認を行うことがあります。その場合、審査には相当のお時間をいただきます。あらかじめご了承ください。

その他

- ◆診療内容明細書、領収明細書、領収書、日本語訳文等を発行・作成するための経費は申請者の負担となります（翻訳は自分で行っても構いませんが、翻訳文には翻訳者の氏名、住所、電話番号を記載してください）。